

第3章 市の目指す地域包括ケアシステム

第3章 市の目指す地域包括ケアシステム

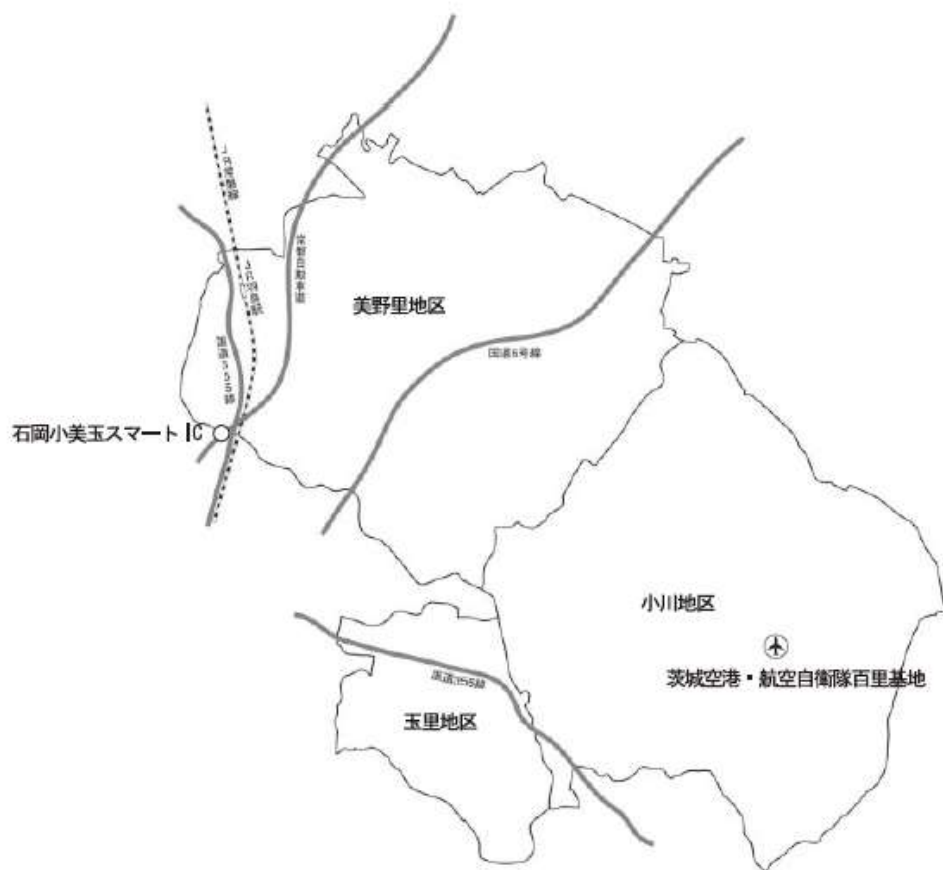
1 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の概要

日常生活圏域の設定方法は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況など社会的条件を勘案して決定します。そして圏域ごとに、地域における総合相談の実施、介護予防の推進、包括的・継続的ケアマネジメントの支援を担う中核機関である「地域包括支援センター」を設置します。

(2) 日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域の設定は、高齢者が住み慣れた身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、小川地区、美野里地区、玉里地区の3つの日常生活圏域としています。



(3) 地区ごとの概況

●【面積、人口等】

		小川地区	美野里地区	玉里地区
	面積	6,298ha	6,190ha	1,533ha
A	総人口	18,513人	26,186人	8,353人
B	高齢者人口	4,314人	6,387人	2,191人
C	うち75歳以上	2,178人	2,852人	1,062人
D	高齢化率(B÷A)	23.3%	24.4%	26.2%
E	75歳以上比率(C÷B)	50.4%	44.6%	48.4%
F	要支援・要介護認定者数	621人	878人	330人
G	うち65歳以上	589人	852人	321人
H	認定率(G÷B)(*)	13.7%	13.3%	14.7%
	独居高齢者世帯数	793世帯	1,040世帯	473世帯
	高齢者世帯数	2,340世帯	3,621世帯	1,267世帯

※：平成26年8月1日現在。

●【介護サービスの基盤整備状況】

	小川地区	美野里地区	玉里地区
保健センター	小川保健相談センター	四季健康館	玉里保健福祉センター
地域包括支援センター	直営1か所	委託1か所	直営1か所
社会福祉協議会	支所	支所	本所
介護予防施設(集会所・公民館等)	12	14	5
認知症対応型共同生活介護	3	2	2
認知症対応型通所介護	0	0	1
小規模多機能型居宅介護施設	1	1	1
小規模特別養護老人ホーム	0	0	1
居宅介護支援事業所	4	7	3
介護(予防)訪問介護事業所	2	3	0
介護(予防)通所介護事業所	3	7	1
介護(予防)通所リハビリ事業所	0	2	1
介護(予防)短期宿泊事業所	2	4	1
特別養護老人ホーム	1	4	1
介護老人保健施設	0	2	1
介護療養型医療施設	0	0	0

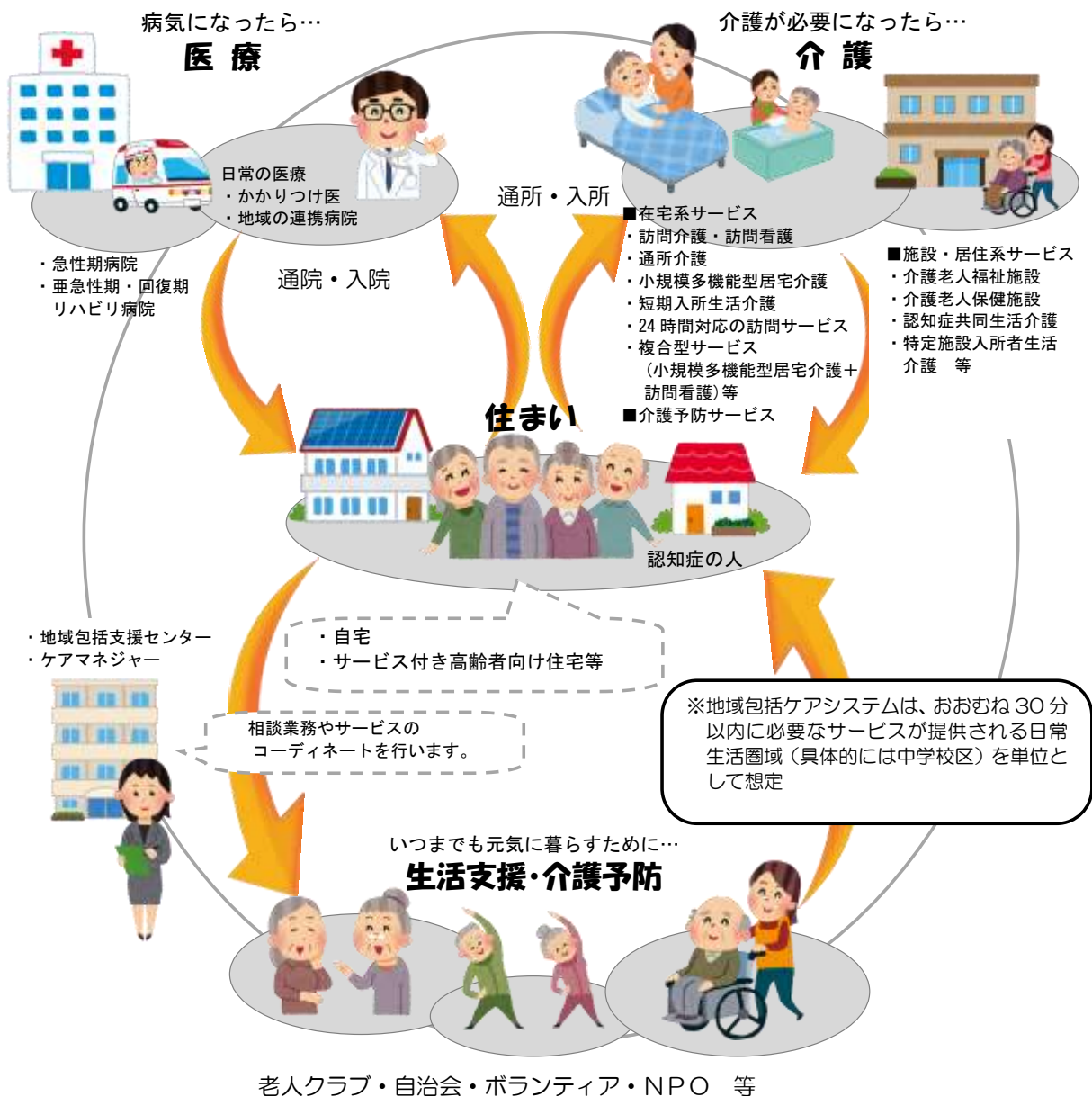
2 市の地域包括ケアシステム

(1) 地域包括ケアシステムの概要

『小美玉市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画』では、高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に努めてきました。

本計画においては、介護保険サービス等の十分な確保のみならず、今後の超高齢社会を地域全体でどのように支えていくか、どのようなまちづくりを進めていくかを考え、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を一層具体的に進める必要があります。

【地域包括ケアシステムの姿】



(2) 市の地域包括ケアシステムの構築に向けて

◎ 在宅医療・介護連携の推進

今後、75歳以上の高齢者人口の増加が見込まれますが、このような方々に対して、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、在宅医療と介護の連携が様々な場面で求められていることから、医療関係職種や介護関係職種等の多職種の連携を図るための取組を進め、在宅医療・介護連携のための体制を充実します。

◎ 認知症施策の推進

認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）に基づき、認知症高齢者に対する支援を着実に実施し、同時に認知症の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」を行うことが求められています。こうしたことから、認知症ケアパスの普及促進、認知症初期集中支援事業を行うなど認知症施策を推進します。

◎ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

高齢者が地域で生きがいを持ちながら生活を継続していくためには、多様な生活支援サービスや高齢者の社会参加の場が必要となります。こうしたことから、元気な高齢者等がサービスの担い手となり、地域資源のマッチングを行うなどの総合調整を行う（仮称）生活支援コーディネーターの配置やNPO法人、民間企業、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、生活支援の充実・強化を推進します。

◎ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係る福祉サービス等の一体的な供給を行うため、市の住宅施策関連部門との連携のもと、高齢者の住まいの安定的な確保を推進します。

地域包括ケアシステムの構築に向けての取組を着実に推進するため、次の事項についての充実を図ります。

◆ 地域包括ケア会議の充実

現在、行われている地域包括ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであることから、更に充実・強化に向けた取組を進め、個別事例の検討を通じて、多職種協働による専門的視点を交えた高齢者の支援や介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの支援を行うとともに、個別ケースの課題分析を通じて地域課題を掘り起こし、地域に必要な資源開発や地域づくりを行います。

◆ 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、日常生活圏域ごとに設置し、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムの中核的な機関として期待されています。こうしたことから、現状の課題や今後求められる役割を勘案し、「地域包括ケア会議」の推進等複合的な視点から地域包括支援センターの機能強化を行います。

なお、茨城県では、平成6年から独自の「地域ケアシステム」（詳細は30ページ参照）が開始されており、本市でも、その趣旨に基づいて、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを目指して推進しています。このシステムは、様々な状況により支援を必要とする全ての方々のために、各種サービスや支援を総合的に提供するものです。

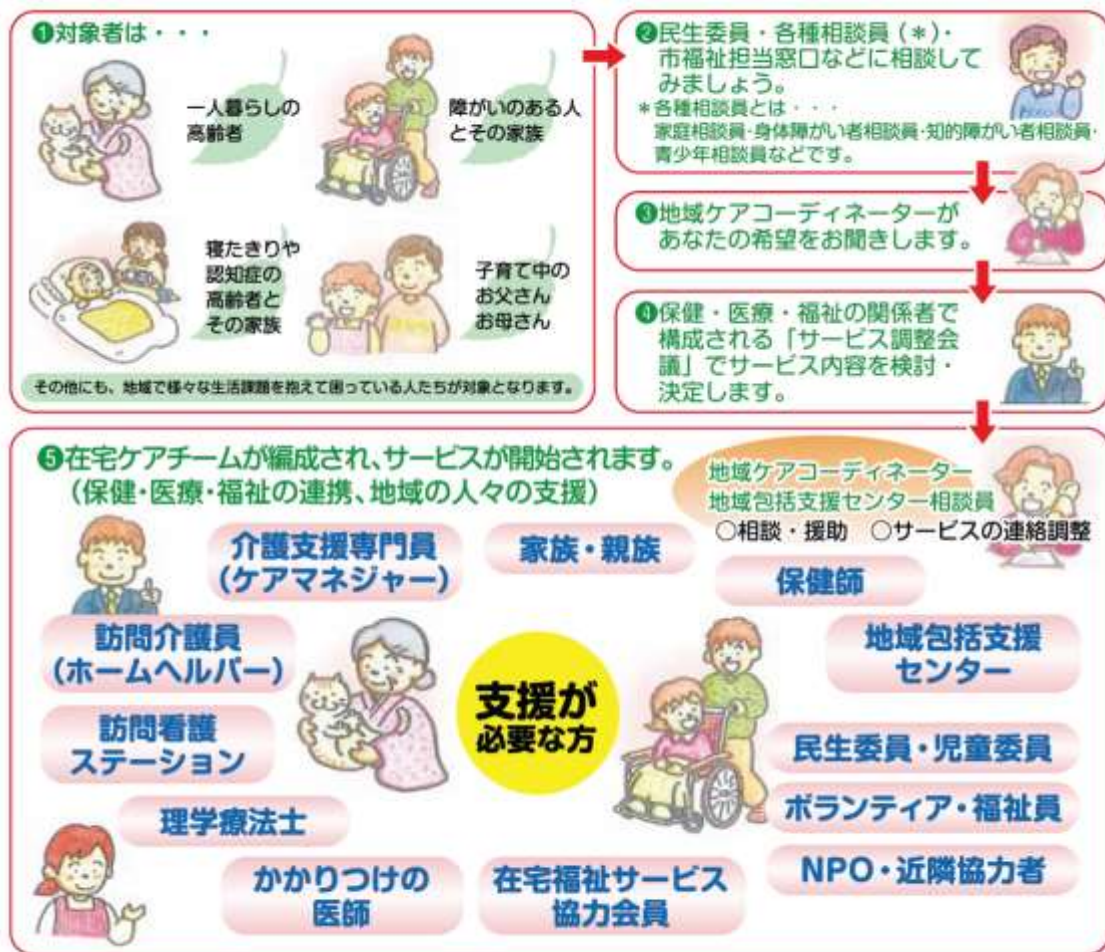
本計画で機能強化を目指す地域包括支援センターは、認知症の高齢者、一人暮らし高齢者、さらには高齢者世帯など、主に高齢者やそのご家族を中心としています。しかし、生活上の支援困難なケースに対して、地域ケアシステムとの連携を図ることにより、市民がより安心を実感できる地域包括ケアシステムの構築につながるものと考えられます。

これまでも地域包括支援センターと地域ケアシステムとの連携により、ケアチームを組織し対応をしてきましたが、これまで以上に連携を密にして進めていきます。

～～茨城型の地域ケアシステムとは！～～

支援を必要とする全ての方々に対して、地域ケアコーディネーターが中心となり、保健・医療・福祉の関係者や地域住民・ボランティア等による在宅ケアチームを編成し、本人及び家族全体の生活支援を行うものです。

介護保険制度などの公的サービスを利用して、それだけでは安心した在宅生活を送ることができない、あるいは家族の中に異なる支援を必要とする方が複数いるといった場合に、頼れる制度です。



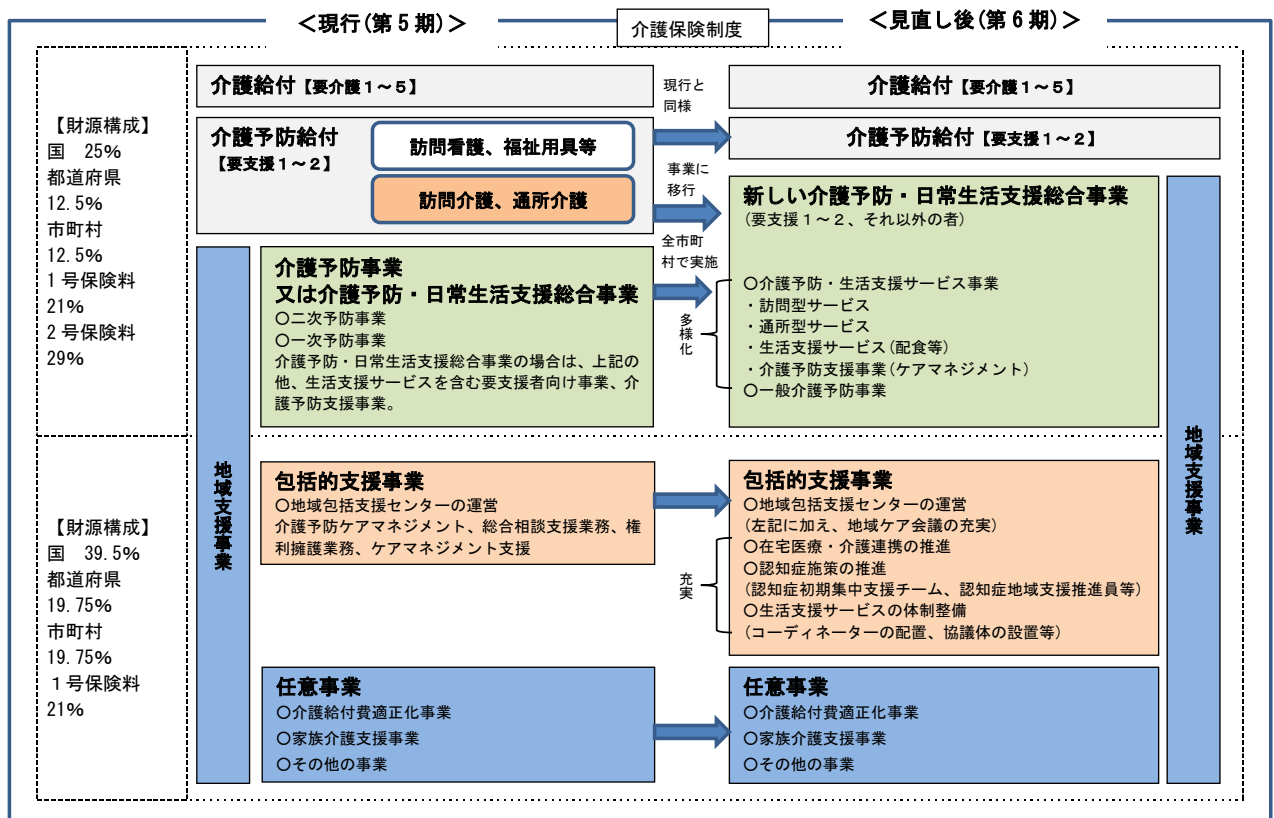
資料 小美玉市社会福祉協議会 「小美玉市協 ふくしの便利帳」

(3) 市の新しい地域支援事業について

地域支援事業は、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

今回の制度改正により、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護および通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる新しい総合事業へと移行することとなりました。

また、予防給付の見直しと合わせて、生活支援コーディネーターの配置等を通じて地域の支え合いの体制づくりを推進し、既存の介護サービス事業者によるサービス提供から、元気な高齢者を始め住民が担い手として参加する支援まで、それぞれの地域の実情に応じたサービスの多様化を図ることが求められています。

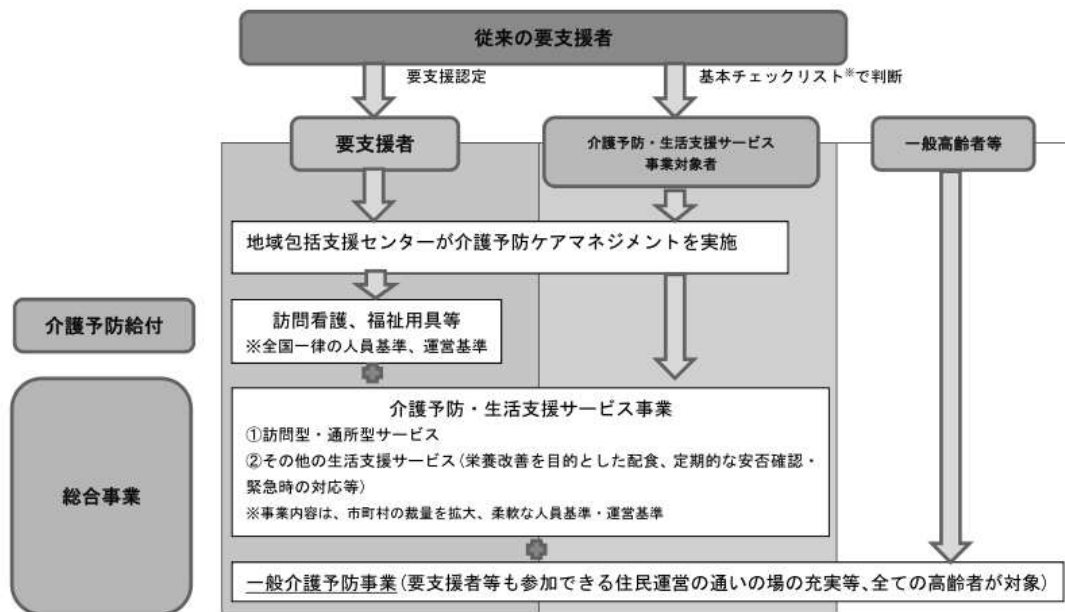


※地域ケア会議について、本市では「地域包括ケア会議」が該当します。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の移行について

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への移行については、円滑な移行のためにサービス提供体制を整備し、平成29年4月までに移行を進めます。

新しい総合事業では、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成される各事業を組み合わせることになります。なお、介護予防訪問介護・介護予防通所介護以外のサービスは、引き続き介護予防給付によるサービス提供になります。



総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）

○ 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。
 ① 要支援認定を受けた者
 ② 基本チェックリスト該当者（事業対象者）

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
 ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
 ※ 予防給付に属する介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

○ 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、関心こもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施